

【別記1】

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和 年 月 日

宮崎県造林素材生産事業協同組合
理事長 殿

(申請者)

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

⑤

貴団体の認定を得て合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 創業年、従業員数

創業年：昭和・平成・令和 年 月 日

従業員数： 人（うち事務 人）

2 取り扱う木材・木材製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量（単位に○）

区分	丸太		製材品	チップ	
	木材製品等	発電用		木材製品等	発電用
年度	m ³	m ³ ・t	m ³	m ³	m ³ ・t
年度	m ³	m ³ ・t	m ³	m ³ ・t	m ³ ・t
年度	m ³	m ³ ・t	m ³	m ³ ・t	m ³ ・t

3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況（別添：見取り図作成）

4 GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定（いずれかにチェック☑）

☐申請する

☐申請しない

5 分別管理及び書類管理の方針（いずれかにチェック☑）

分別管理及び書類管理方針書（ ☐別添1 / ☐別添1－2（GHG関連） ）

6 その他（ISO、JAS等を持っていれば記入してください）

【別記1－2】

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

令和 年 月 日

宮崎県造林素材生産事業協同組合
理事長 殿

（申請者）
事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名： 印
認定番号：宮崎県造素協第 号

貴団体の認定を得て合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 創業年、従業員数

創業年：昭和・平成・令和 年 月 日

従業員数： 人（うち事務 人）

2 取り扱う木材・木材製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量（単位に○）

区分	丸太		製材品	チップ	
	木材製品等	発電用		木材製品等	発電用
年度	m ³	m ³ ・t	m ³	m ³	m ³ ・t
年度	m ³	m ³ ・t	m ³	m ³ ・t	m ³ ・t
年度	m ³	m ³ ・t	m ³	m ³ ・t	m ³ ・t

3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況（別添：見取り図作成）

4 GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定（いずれかにチェック☑）

☐申請する ☐申請しない

5 分別管理及び書類管理の方針（いずれかにチェック☑）

分別管理及び書類管理方針書（ ☐別添1 / ☐別添1－2（GHG関連） ）

6 その他（ISO、JAS等を持っていれば記入してください）

【別記 2－1】

宮崎県造林素材生産事業協同組合 理事長 殿

同 意 書

私は、宮崎県造林素材生産事業協同組合（以下「貴団体」と言う。）が制定した合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領を遵守します。

また、私の伐採行為に関して行政機関等から指導等を受けた場合は、貴団体が、行政機関等から、関係資料を入手すること（交付や貸出を受けること、資料の複写やデジタルカメラによる撮影を行うこと等）、及び、指導等の顛末、その他の事情につき、説明を受けることに同意します。

また、貴団体から認定の停止または認定の取り消し（以下「認定の停止等」という）を受けた場合、事業者名、認定の停止等の事実、認定の停止等の理由等を、貴団体のホームページ等に公表されることにも同意します。

令和 年 月 日

事業者所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

印

【別記 2－2】

宮崎県知事 殿

同 意 書

私が宮崎県造林素材生産事業協同組合から「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」に基づき、認定を受けている期間中に、市町村から、森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定^(注 1)に違反したことに關する指導を受けた場合は、森林法第 191 条の 2^(注 2)に基づき市町村から貴県に提供された指導に關する情報について、貴県から宮崎県造林素材生産事業協同組合に提供することに同意します。

令和 年 月 日

事業者所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

印

団体認定番号：

(注 1) 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齡、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。

(注 2) 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

【別記3】

事業者認定書

令和 年 月 日

殿

宮崎県造林素材生産事業協同組合
理事長

令和 年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、当団体の合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 : 宮崎県造素協 第 号
事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 :
認定の有効期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
G H G 関連情報の管理等に係る認定 : ※「有」または「無」で記載

【注意事項】

この認定書の交付を受けた事業者（責任者）は、伐採した木材を法令及びガイドラインに基づき、適正に分別管理・書類管理を行わなければなりません。

特に以下の項目において法令に違反する行為が確認され、改善措置が執られない場合は認定の取り消し、または認定の停止を行います。

- 1 この認定書の交付を受けた認定事業者は、伐採に当たって原木の生産される地域における森林に関する法令に照らし手続きを適切に行わなければなりません。
- 2 認定事業者は、直近の納入先の関係事業者に対して、納入する木材の利用目的（合法性、持続可能性であること、間伐材であること、木質バイオマスであること）によって適正にかつ、分別管理されていることを証明する書類（証明書）を交付しなければなりません。
- 3 認定事業者は、前年度の取扱実績を毎年6月末までに認定団体に報告することとなっています。
- 4 申請内容に変更があった場合は届け出なければなりません。

※紛失に伴う本認定書の再発行には別途手数料が発生します。

※申請者の都合等による取り消し等が生じて、認定料の返戻はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

※この認定書は、当該認定事業者が「宮崎県造林素材生産事業協同組合」の組合員であることを証明するものではありません。

【別記４－１】 証明書の様式（例） ※丸太のまま販売する場合

番 号
令和 年 月 日

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び
発電利用に供する木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇 殿
(販売先)

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：

下記の物件は、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

1. 木材の種類

種類	該当するものに 〇印（複数可）
(1) 合法的に伐採された原木	
(2) 間伐により生産された丸太	
(3) 間伐材由来の木質バイオマス	
①間伐材（除伐によるものを含む場合はその旨を記載）	
②森林経営計画対象森林	
③保安林等	
④国有林・官行造林	

2. 伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等

3. 物件（森林）所在地

4. 伐採面積

5. 樹種

6. 数量

7. GHG 関連情報（GHG 基準適用案件への国内バイオマス供給の場合）

(1) 原料区分

- ☐ 林地残材等
☐ その他伐採木

(2) 原料輸送区分

トラック最大積載量：☐ 1 t 車以上 ☐ 2 t 車以上 ☐ 4 t 車以上 ☐ 10 t 車以上 ☐ 20 t 車以上
輸送距離：☐ 10km 以下 ☐ 20km 以下 ☐ 30km 以下 ☐ 40km 以下
☐ 50km 以下 ☐ 100km 以下 ☐ 150km 以下 ☐ 200km 以下
☐ 300km 以下

8. その他必要事項

※ 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知、売買契約書（国有林）等の関連書類の写しを添付。

GHG 関連情報については、必要に応じて加除する（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目は不要）。

注： 本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

【別記4-2】 証明書の様式（例） ※チップ等に加工して販売する場合

番 号
令和 年 月 日

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び
発電利用に供する木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇 殿
(販売先)

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

下記の物件は、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

1. 全て「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
2. 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。
3. 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
4. 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

※ 上述1～4の項目に○で明記すること

記

1. 樹種
2. 数慮
3. GHG 関連情報（GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備 考

(2) 加工区分

- ☐チップ加工
☐ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）
☐ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

(3) 原料輸送区分

トラック最大積載量： ☐1 t 車以上 ☐2 t 車以上 ☐4 t 車以上 ☐10 t 車以上 ☐20 t 車以上
輸送距離： ☐ 10km 以下 ☐ 20km 以下 ☐ 30km 以下 ☐ 40km 以下
☐ 50km 以下 ☐100km 以下 ☐150km 以下 ☐200km 以下
☐300km 以下

8. その他必要事項

※ GHG 関連情報については、必要に応じて加除する（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目は不要）。

注： なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

【別記5－1】

令和 年 月 日

合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告

（ 素材生産者や森林所有者の方
建設業等林業以外の事業者の方 ）

宮崎県造林素材生産事業協同組合
理事長 殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定番号：宮崎県造素協第

号

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第九の規定に基づき、下記のとおり合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績量を報告します。

記

1 期間 令和 年 4 月 1 日 ～ 令和 年 3 月 3 1 日

2 合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱量

伐採現場土場や会社の分別管理地

市 場		製材工場		※チップ工場や発電所	
材積（m ³ ）	重量（t）	材積（m ³ ）	重量（t）	材積（m ³ ）	重量（t）

※「チップ工場や発電所」に数値を記入された場合には、別記5－4「発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材の取扱実績報告」も記入してください。

合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告

〔 素材を生産し製材工場を所有する方 〕

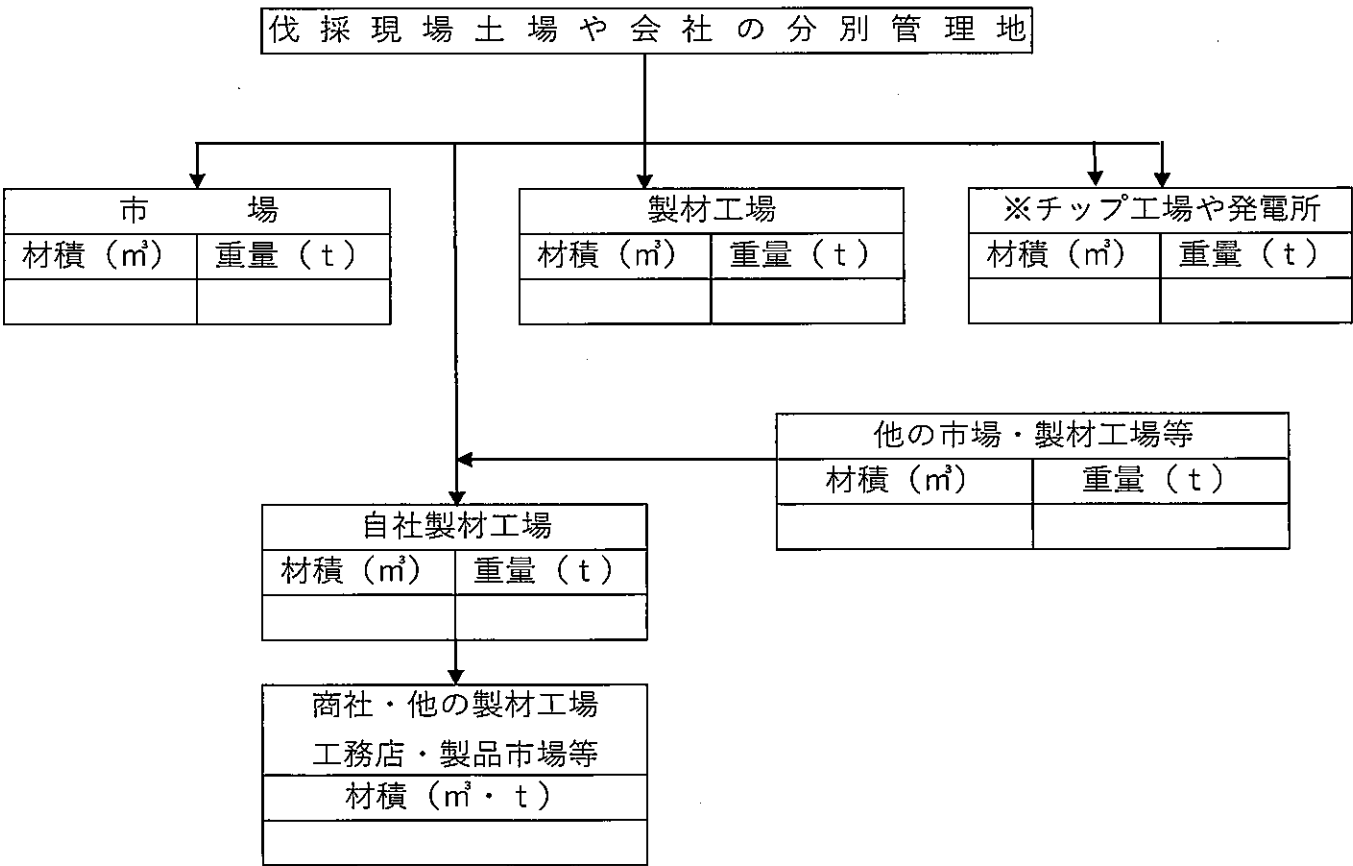
宮崎県造林素材生産事業協同組合
理事長 殿

(申請者)
事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 :
認定番号 :宮崎県造素協第 号

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第九の規定に基づき、下記のとおり合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績量を報告します。

記
1 期間 令和 年 4 月 1 日 ～ 令和 年 3 月 3 1 日

2 合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱量



【備考】

※原木（原料）入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合は、備考にその理由を記載してください。

合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告

〔 素材・製材品を仲買し販売する方 〕

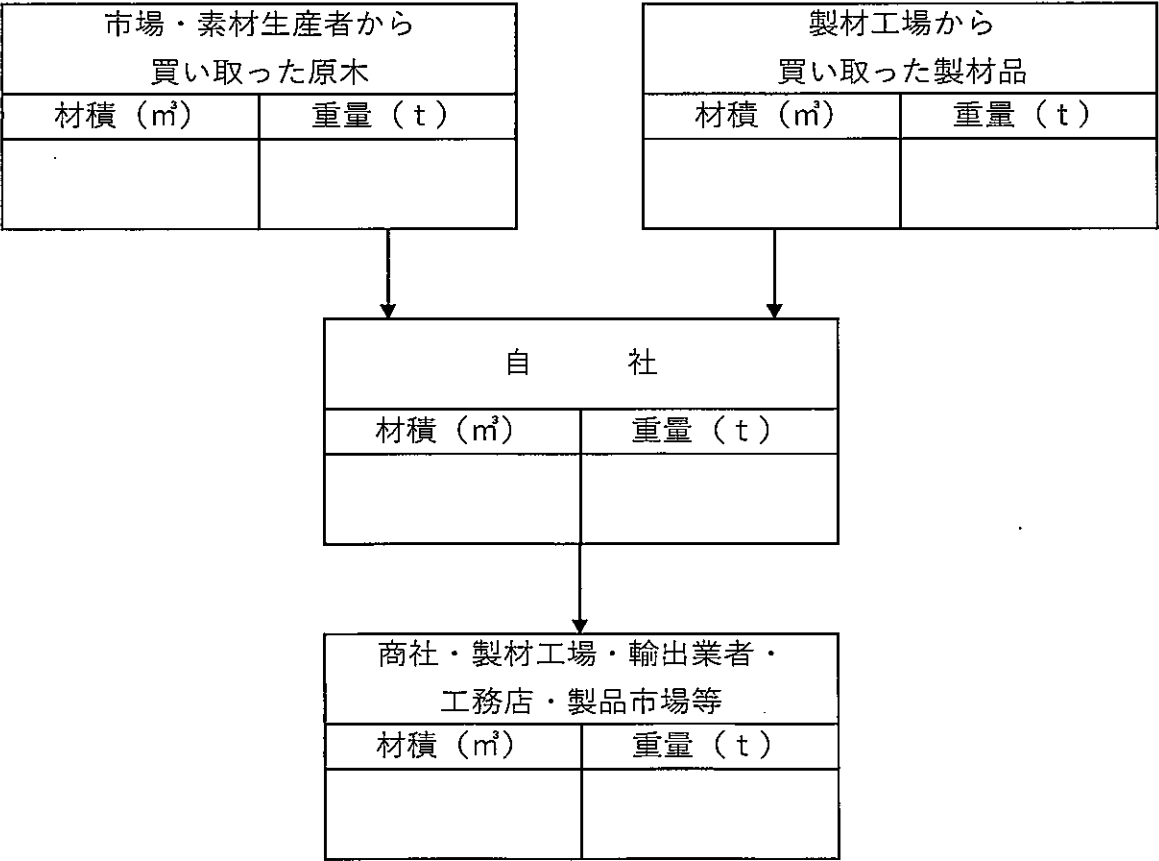
宮崎県造林素材生産事業協同組合
理事長 殿

(申請者)
事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 :
認定番号 :宮崎県造素協第 号

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第九の規定に基づき、下記のとおり合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績量を報告します。

記
1 期間 令和 年 4月 1日 ～ 令和 年 3月31日

2 合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱量



【備考】

※原木（原料）入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合は、備考にその理由を記載してください。

【別記5-4】

令和 年 月 日

発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材の取扱実績報告

宮崎県造林素材生産事業協同組合
理事長 殿

(申請者)

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定番号：宮崎県造素協第

号

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第九の規定に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績量を報告します。

記

1 令和 年度取扱実績

(1) 期 間	令和 年 4 月 1 日 ～ 令和 年 3 月 3 1
(2) 発電利用に供する木質バイオマスの取扱量	m ³ t
(3) (2)のうち間伐材等由来の木質バイオマス であると証明されたもの	m ³ t
(3)のうちGHG関連情報を伴うもの	m ³ t
(4) (2)のうち一般木質バイオマスであると 証明されたもの	m ³ t
(4)のうちGHG関連情報を伴うもの	m ³ t

【別記 6】

認定事業者の認定取消申請書

宮崎県造林素材生産事業協同組合 理事長 殿

私は貴団体の合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定を受けておりますが、認定の取り消しを申請します。

団体認定番号 ()
事業者の名称 ()

令和 年 月 日

事業者所在地：
代表者の氏名：

【別記 7】

令和 年 月 日

認定事業者の認定取消通知書

殿

宮崎県造林素材生産事業協同組合
理事長

貴事業体については、令和 年 月 日付けで認定事業体として認定しましたが、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第十一の一の規定により、令和 年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号：
- 2 事業者の名称：
- 3 代表者の氏名：
- 4 事業者の所在地：
- 5 取消の理由：

※「認定の取り消しの日から1年を経過していない」場合は、当該事業者認定の申請はできません。（実施要領第二第2項④）

令和 年 月 日

認定事業者の認定停止通知書

殿

宮崎県造林素材生産事業協同組合
理事長

貴事業体については、令和 年 月 日付けで認定事業体として認定しましたが、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第十一の二の規定により、下記のとおり認定を停止したので通知します。

記

- 1 団体認定番号：
- 2 事業者の名称：
- 3 代表者の氏名：
- 4 事業者の所在地：
- 5 停止の理由：
- 6 認定の停止の期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

※「認定停止期間中にもかかわらず、第十一の二に該当する行為を再三繰り返すなど、事業者認定の制度趣旨に反する不適切な行為が認められたとき」は、認定の取り消しとなる場合があります。

（実施要領第十一の一第1項⑤）

※「停止期間中」は、当該事業者認定の申請はできません。（実施要領第二第2項⑤）

【別記 7 - 2】

令和 年 月 日

認定事業者の認定取消（認定停止）通知書

宮 崎 県
宮崎県森林組合連合会
宮崎県木材協同組合連合会 殿

宮崎県造林素材生産事業協同組合
理 事 長

令和 年 月 日付けで下記の内容で処分を行いましたので、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第十一の三の規定により通知します。

記

- 1 団体認定番号
- 2 事業者の名称
- 3 代表者の氏名
- 4 事業者の所在地
- 5 処分の内容
 - ・ 認定の取り消し
 - ・ 認定の停止（停止期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日）
- 6 その他 別添、通知書のとおり

【別記 8】

認定事業者内容変更届

令和 年 月 日

宮崎県造林素材生産事業協同組合 殿

(届出者)

認定番号：宮崎県造素協第 号

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者氏名： 印

年 月 日付をもって認定を受けた「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定」の内容について、次のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

変更事項	変更内容	
	変更前	
	変更後	
	変更前	
	変更後	
	変更前	
	変更後	

※添付書類：変更内容が確認できる書類（法人：履歴事項全部証明書（原本）、個人：住民票（原本））等（直近3ヶ月以内の書類）

分別管理及び書類管理方針書

事業者名

令和 年 月 日 作成

本方針書は、宮崎県造林素材生産事業協同組合が作成した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和6年1月15日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）、間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という）に基づき確認する間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、_____において、原木等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、_____を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

〈分別管理場所を自社で有していない場合〉「_____で管理」

合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いにかつ、それ以外の木材と混在のおそれがある場合には、保管場所は特定できないが伐採林地内等に土場を確保し、それぞれの木材が混在しないよう分別管理をする。

- ・ 原木等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

（書類管理）

- ・ 分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木取扱量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

分別管理、GHG関連情報管理及び書類管理方針書

事業者名 _____

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 作成

本方針書は、宮崎県造林素材生産事業協同組合が作成した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン(以下「合法性ガイドライン」という)に基づき証明する木材・木材製品(以下「合法木材」という)、間伐材チップの確認のためのガイドライン(以下「間伐材ガイドライン」という)に基づき確認する間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(以下「発電用ガイドライン」という)に基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

また、併せて、GHG関連情報の収集・管理・伝達(以下、「GHG関連情報の管理等」という。)の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、(事業者名) _____ において、原木等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理・GHG関連情報管理等責任者)

- ・ 分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、(氏名) _____ を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。
- ・ 分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木等の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 原木等の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが、互いに、かつ、それ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材と混在しないように加工する。

<分別管理場所を自社で有していない場合>「 _____ で管理」

- ・ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材と混在のおそれがある場合には、保管場所は特定できないが伐採林地内等に土場を確保し、それぞれの木材が混在しないよう分別管理をする。
- ・ 原木等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

(GHG関連情報の管理等の実施)

- ・ 原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、GHG関連情報の管理等に係る認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・ GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容(原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等)に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。
- ・ 出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面(電子媒体も可)により伝達する。(由来証明と同時に伝達することを原則とする。)
- ・ 入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

(書類管理の実施)

- ・ 分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木等取扱量を実績報告(GHG関連情報の伴うものの情報を含む。)として取りまとめる。
- ・ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報(GHG関連情報の伴うものの情報を含む。)が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

【別添 2】

誓 約 書

私は、貴団体への事業者認定の申請等に伴い、下記事項について誓約します。

1. 関係法令等に関し、次の①から⑤までの事実はありません。

- ① 現在、行政機関から、実施要領別表第1に掲げる規定に関する法令違反や森林施業に関する不正な行為等により入札への参加資格の停止や業務停止命令を受けている。
(代表若しくは役員となっている別事業者を含む。)
- ② 経営者等(個人にあってはその者、法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者。以下、「経営者等」という。)が、森林法(昭和26年法律第249号)、自然公園法(昭和32年法律第161号)及び宮崎県立自然公園条例(昭和36年条例第12号)違反の容疑により公訴を提起された日から1年を経過していない。(代表若しくは役員となっている別事業者を含む。)
- ③ 代表経営者等(個人にあってはその者、法人にあっては代表権を有する役員(専務取締役以上の肩書きを付した役員を含む。))が、森林施業に関して森林法、自然公園法及び宮崎県立自然公園条例を除く法令等の規定により拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告された日から1年を経過していない。(代表若しくは役員となっている別事業者を含む。)
- ④ 経営者等が、当該事業者認定に関して、貴団体から認定の取り消しを受けた日から1年を経過していない。(代表若しくは役員となっている別事業者を含む。)
- ⑤ 経営者等が、当該事業者認定に関して、貴団体から認定の停止を受けている。(代表若しくは役員となっている別事業者を含む。)

2. 経営者等が、次の①から③までのいずれにも該当するものではありません。
また、事業運営に対し、次の①から③までのいずれの関与もありません。

- ① 暴力団(暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- ② 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ③ 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

3. 今後、認定期間が終了するまでに上記1、2に該当するに至った場合については、遅滞なく貴団体に報告します。

4. 私は、上記1、2の各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及び、この誓約が虚偽の申告であることが判明した場合には、催促なしに認定が取消され又は取引が停止され又は取消を公に公表されても一切の異議を申し立てず、貴団体に対して一切の損害賠償ないし補償を請求しないとともに、これらの損害が生じた場合は、その一切について私又は自社の責任と負担で対応することを誓約します。

令和 年 月 日

宮崎県造林素材生産事業協同組合
理事長 殿

事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：

㊞

【別添 3】

令和 年 月 日

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者連絡先

宮崎県造林素材生産事業協同組合 理事長 殿

(申請者)

事業者の所在地:

事業者の名称:

代表者の氏名:

印

電話番号:

F A X:

携帯電話:

メールアドレス:

※今後のご連絡や手続きに支障が生じないように、申請者ご本人に代わり、
確実に連絡が取れる方（業務担当者または代理人）をご指定ください。

【法人の場合】

担当部署名:

担当者職氏名:

電話番号:

携帯番号:

【個人事業主の場合】

代理人住所:

代理人氏名:

申請者との関係:

電話番号:

携帯番号: